

老発 1227 第 1 号  
令和 5 年 1 月 27 日

各 都道府県知事 殿  
市 町 村 長

厚生労働省老健局長  
( 公印省略 )

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」の公布について（通知）

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 383 号。以下「改正政令」という。）については、本日、別添のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行されることとなりました。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第 1 改正政令の趣旨

令和 6 年度から第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 年度から令和 8 年度まで）が開始されることを踏まえ、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和 4 年 12 月 20 日）がとりまとめられたところであり、当該意見を踏まえ、第 9 期介護保険事業計画期間の開始に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業費額について所要の改正を行う。

このほか、第 9 期介護保険事業計画期間の開始に伴い、第 2 号被保険者の保険料負担率に関する所要の改正を行う。

第 2 介護保険法施行令の改正の内容

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）に関し、介護予防・日常生活支援総合事業費額が同条第 4 項の政令で定める額を超えると厚生労働大臣が認める市町村における事由は、災害による居宅要支援被保険者等の数の増加、介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施、当該年度の 75 歳以上被保険者数変動率が 1 を下回る市町村による将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施その他の厚生労働大臣が定める事由とすること。

第 3 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正の内容

令和 6 年度から令和 8 年度までの第 2 号被保険者負担率を 100 分の 27 とすること。

第 4 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百八十三号

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令  
内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第四項及び第百二十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十三第五項中「高い新たな事業の実施その他の特別な事情」を「高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施、当該年度の七十五歳以上被保険者数変動率が一を下回る市町村による将来における当該費用の低減に資すると見込まれる事業の実施その他の厚生労働大臣が定める事由」に「おける特別な事情」を「おける当該事由」に改める。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条（見出しを含む。）中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改める。

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附則

厚生労働大臣 武見 敬三  
内閣総理大臣 岸田 文雄